

国立大学法人愛知教育大学男女共同参画推進オフィス「きっずスクエア」使用基準

令和2年10月15日

男女共同参画委員会決定

(目的)

第1条 この基準は、国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）における男女共同参画推進、仕事と生活の両立支援及び次世代育成支援に資することを目的として設置する男女共同参画推進オフィス内の「きっずスクエア」（以下「きっずスクエア」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 きっずスクエアは、その設置目的又は用途に照らして妥当な範囲に限り、次条に規定する者が無償で使用することができる。

(使用対象者等)

第3条 きっずスクエアを使用することができる者（団体で使用するを含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 小学校6年生以下の子を養育する本学の役員及び職員とその子
- (2) 小学校6年生以下の子を養育する本学学生とその子
- (3) その他本学に使用を認められた者

2 乳幼児又は児童が使用するとき（前項第2号の規定により使用を認められたものを含む。）は、当該乳幼児又は児童を監護する者が同伴しなければならない。

(使用時間)

第4条 きっずスクエアの使用時間は、原則として本学の課業日の8時30分から17時まで（本学が行事等で使用するときを除く。）とする。ただし、本学が特に必要と認めた場合は、それ以外の時間に使用することができる。

(使用者の義務)

第5条 きっずスクエアの使用者は、利用の心得等を遵守するとともに、備品等を亡失又は損傷させたときは、その損害額を弁償しなければならない。

(損害賠償)

第6条 本学の建物、設備等の瑕疵が原因で使用者が負傷したときは、本学が賠償責任を負う。

(使用の取消・中止)

第7条 次に掲げる場合は、きっずスクエアの使用を取り消し又は中止させることができる。

- (1) 使用者が、使用上の禁止事項等に違反したとき
- (2) 天災その他の事故が発生した、又は発生するおそれがあるとき
- (3) 本学が緊急の用に供するためその他特に必要があると認めるとき

(管理責任者)

第8条 きっずスクエアの管理責任者は、男女共同参画委員会委員長とする。

(基準の改廃)

第9条 この基準の改廃は、男女共同参画委員会が決定する。

(雑則)

第10条 この基準に定めるもののほか、きっずスクエアの使用に関し必要な事項については、利用の心得等に定める。

附 則

この基準は、令和2年10月15日から施行する。